

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三三
- 県営土地改良事業計画を定める件 三三
- 道路の区域を変更する件二件 三三
- 道路の供用を開始する件二件 三三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件 三三
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 三四
- 福島県教育委員会教育長
  - 一般競争入札を行う件 三四
  - 福島県公安委員会
    - 道路交通法による指定講習機関として指定した件の一部を改正する件 三五
    - 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件の一部を改正する件 三五
- 福島県警察本部
  - 落札者を決定した件 三五

## 告 示

### 福島県告示第四百三十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年九月九日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤雄平 指定年月日

- 福島県厚生農業協同組合連合会福島県農協会館診療所 島ビル一階 平成二十三年八月一九日
  - いがらしキッズクリニック 福島市三河南町一―一五 平成二十二年一月一日
  - いそめこどもクリニック 福島市吉倉字八幡三五―一 同一年一月一日
  - 末永歯科医院 福島市笹谷字中屋敷一三―一〇 平成二十三年三月一日
  - 柳町鈴木歯科医院 福島市柳町六六―一 同一年七月一日
  - 調剤薬局ゼネファーム 会 河沼郡会津坂下町字五反田一―七九―二 同一年八月一日
  - 津坂下店 アイランド薬局 矢吹店 西白河郡矢吹町本町二三―三一 同一年
- (社会福祉課)

### 福島県告示第四百三十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤雄平

名	変 更 前	変 更 後	所 在 地
	財団法人仁泉会 医学研究所 ほぼら訪問看護ステーション	公益財団法人 仁泉会 ほぼら訪問看護ステーション	伊達市保原町字岡代一〇
	財団法人仁泉会 医学研究所 あぶくま訪問看護ステーション	公益財団法人 仁泉会 あぶくま訪問看護ステーション	伊達市広前一

(社会福祉課)

### 福島県告示第四百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十三年九月九日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄平	廃止年月日
高橋医院	福島市北沢又字中日行壇三		平成二十三年七月 一三日
医療法人社団稲葉皮膚科医 院	福島市新町一―三		同 年六月 一日
いそめこどもクリニック	福島市吉倉字八幡三五―一		平成二十二年一〇 月三一日
いがらしキッズクリニック	福島市三河南町一―一五		同 年九月 三〇日
末永歯科医院	福島市笹谷字中屋敷一三一―一〇		平成二十三年二月 二八日
ケンコー薬局	相馬市中村字新町一三九		同 年五月 三一日
グリーン薬局	南相馬市原町区仲町二―一九二		平成一八年一― 月二七日
訪問看護ステーションりん ごの里	福島市瀬上町字前川原三七―一		平成二十三年六月 三〇日 (社会福祉課)

福島県告示第四百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 平成二十三年九月九日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄平	休止年月日
今野外科医院	南相馬市小高区東町二―一六三		平成二十三年三月 一二日
川俣町国民健康保険山木屋 診療所	伊達郡川俣町山木屋字大清水二		同 年六月 一日 (社会福祉課)

福島県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沖内地区に係る県営特定農業用管水路等特別対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十三年九月九日

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 土地改良事業計画書の写し
  - 三 縦覧の期間
  - 四 縦覧の場所
- 平成二十三年九月九日から  
 平成二十三年九月十二日まで  
 同 年十月三日まで (二十二日間)
- 須賀川市役所及び岩瀬郡天栄村役場  
 (農村計画課)

福島県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年九月九日

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高萩 久田野停 車場線	白河市板橋字小中田三 〇番一地从から 同 市舟田字後河原一 九五番地先まで	変更前	A 六・二 四八・〇	一、一九六・四
		変更後	A 六・二 四八・〇 B 一・〇 五〇・〇	一、一九六・四 一、一九三・七

福島県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十三年九月九日

(道路計画課)

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	いわき市田人町大字石 住字才鉢六三番地先か ら 同 市田人町大字石 住字才鉢外一国有林四 一五林班ほ一小班地先 まで	変更前	A 一一・五 六二・〇	三二六・〇
		変更後	A 一一・五 六二・〇 B 一〇・〇 四五・〇	三二六・〇 五三二・五

(道路計画課)

福島県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道二一八号	会津若松市明和町二八九番二地先から 同 市表町一五番地先まで	平成二十三年九月九日

(道路計画課)

福島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年九月九日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道いわき石川線	いわき市田人町大字石住字才鉢六三番地先	平成二十三年九月

公 告

公告第五百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

から  
同 市田人町大字石住字才鉢外一国有林  
四一五林班ほ一小班地先まで

九日

(道路計画課)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月二十五日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふるさと復興・絆協議会
- 三 代表者の氏名  
佐藤 信義
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市渡利字中角十六番地の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、南相馬地域の復興を図り、経済的自立を目指し、未来に向けた創造的  
まちづくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年八月三十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふよう土2100
- 三 代表者の氏名  
里見 喜生
- 四 主たる事務所の所在地

いわき市湘南台一丁目十番地の六  
五 定款に記載された目的

この法人は、いわき市を中心として福島県内外において、市民・企業・NPO・行政等との協働によるよりよい地域づくりを目指し、まちづくりに関する調査研究・開発、企画・計画策定、施策提言等を通して、まちづくりの知恵や情報の集約と発信を行うとともに社会の発展に関する事業を行い、いわき市・福島県のまちづくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月三十日

二 名称

特定非営利活動法人ジュニアエコノミーカーレッジ

三 代表者の氏名

吉川 哲也

四 主たる事務所の所在地

会津若松市東栄町一番八十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国の団体・学校および個人に対して、起業教育・キャリア教育の運営または活動に関する連絡、助言、援助、また活動を行っている地域のネットワーク化に関する事業を行い、子供・保護者および地域による地域教育力を高め、地域の教育・経済活動の振興・発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十三年九月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行う 地区名 土地改良事業の 施行認可の年月日 工事の完了年月日

た者の名称

会津坂下町只見川土 下西部

地改良区

種類

農山漁村活性化

プロジェクト支

平成二十二年九月九日

平成二十三年四月二

八日

援交付金(基盤

(整備)

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第3号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける平成23年度相双地区通学バス(下半年) 運行業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成23年 9 月 9 日

福島県教育委員会教育長 遠藤 俊博

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 平成23年度相双地区通学バス(下半年)運行業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の承認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ロに規定する一般貨物旅客自動車運送事業の許可を得ている者であること。

(5) 仕様書に定める業務内容と同程度の業務の履行経験を有し、かつ、確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成23年9月15日(木)午後

5時まで次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県教育庁財務課  
電話024-521-7754

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成23年9月22日(木)午後1時30分 福島県自治会館8階801会議室(福島市中町8番2号)

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成23年9月21日(水)午後5時まで3に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Soso District school bus service  
1set

(2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 22 September 2011

(3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 21 September 2011

(4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima

Prefectural Government, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688  
Japan TEL024-521-7754 (財 務 課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第47号

道路交通法による指定講習機関として指定した件(平成2年福島県公安委員会告示第29号)の一部を次のように改正する。  
平成23年9月9日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表20の項中

飯 塚 岩 夫

を

星 千津子

に改める。

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第48号

道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件(平成12年福島県公安委員会告示第41号)の一部を次のように改正する。  
平成23年9月9日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

1の表株式会社田島ドライビングスクールの項中「南会津郡田島町大字永田字堂前2239番地」を「南会津郡南会津町永田字堂前2239番地」に、「飯塚岩夫」を「星千津子」に改める。  
(運転免許課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第90号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県警察電子情報統合システム用機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年9月9日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

1 落札に係る借入物品の名称及び数量

- 1 福島県警察電子情報統合システム用機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年8月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通り一ス株式会社 東京都千代田区神田練馬町3番地
- 5 落札金額  
61,159,140円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成23年7月5日

(会 計 課)